

農業制度資金利子補給金交付要項

制定	平成11年10月22日
改正	平成15年12月19日
	平成16年10月12日
	平成18年 5月11日農林水産振興部長決裁
	平成20年 5月 1日経済振興局長決裁
	平成20年10月 1日経済振興局長決裁
	平成22年 6月15日経済振興局長決裁
	平成23年 9月30日市長決裁
	平成24年11月12日市長決裁
	平成25年10月29日市長決裁
	平成27年 1月26日市長決裁
	平成27年 3月10日市長決裁
	平成27年11月 2日市長決裁
	平成28年 6月14日市長決裁
	平成29年 4月 1日市長決裁
	平成29年 9月22日市長決裁
令和 2年	3月31日市長決裁
令和 2年	9月29日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要項は、熊本県地域改善対策対象地域自作農資金事務取扱要領第2条に規定する地域改善対策対象地域自作農資金、熊本県自立経営体育成資金事務取扱要領第2条に規定する自立経営体育成資金、熊本県施設園芸緊急支援資金融通措置要項第2に規定する熊本県施設園芸緊急支援資金、熊本県大家畜・養豚特別支援資金事務取扱要領第2条に規定する大家畜・養豚特別支援資金、熊本県畜産経営改善緊急支援資金事務取扱要領第2条に規定する畜産経営改善緊急支援資金、熊本県豚流行性下痢対策経営安定資金融通措置要項第2に規定する熊本県豚流行性下痢対策経営安定資金、熊本県みかん価格下落対策経営安定資金融通措置要項第2に規定する熊本県みかん価格下落対策経営安定資金、平成27年台風被害等対策農業資金融通措置要項第2に規定する平成27年台風被害対策農業資金、平成28年熊本地震被害対策農業資金融通措置要項第2に規定する平成28年熊本地震被害対策資金、熊本県畜産経営体質強化支援資金事務取扱要領第2条に規定する畜産経営体質強化支援資金、平成29年台風被害対策農業資金融通措置要項第2に規定する平成29年台風被害対策資金、新型コロナウイルス対策農業経営安定資金融通措置要項第2に規定する新型コロナウイルス対策資金及び令和2年7月豪雨被害対策農業資金融通措置要項第2に規定する令和2年7月豪雨被害対策農業資金（以下これらを「農業制度資金」という。）の利子補給又は利子助成（以下「利子補給等」という。）に係る利子補給等補助金（以下「利子補給金」という。）の交付に関し、必要な事項を定める。

(利子補給等の補助対象)

第2条 利子補給金は、農業制度資金を融資する金融機関等（以下「融資機関」という。）に対して、予算の範囲内で交付する。ただし、株式会社日本政策金融公庫直貸の場合にあっては、農業者に対して、予算の範囲内で交付する。

(利子補給等の額)

第3条 前条の規定により融資機関に交付する利子補給金は、毎年1月1日から12月31日までの期間における融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和を365日で除して得た額をいう。）に、熊本県地域改善対策対象地域自作農資金事務取扱要領、熊本県自立経営体育成資金事務取扱要領、熊本県施設園芸緊急支援資金融通措置要項、熊本県大家畜・養豚特別支援資金事務取扱要領、熊本県畜産経営改善緊急支援資金事務取扱要領、熊本県豚流行性下痢対策経営安定資金融通措置要項、熊本県みかん価格下落対策経営安定資金融通措置要項、平成27年台風被害対策農業資金融通措置要項、平成28年熊本地震被害対策農業資金融通措置要項、平成29年台風被害対策農業資金融通措置要項、新型コロナウイルス対策農業経営安定資金融通措置要項及び令和2年7月豪雨被害対策農業資金融通措置要項（以下これらを「県農業制度資金事務取扱要領」という。）に基づき承認された市町村の利子補給等率をそれぞれ乗じた額の合計とする。ただし、大家畜・養豚特別支援資金、畜産経営改善緊急支援資金及び熊本県畜産経営体質強化支援資金事務取扱要領に係る

計算期間は、毎年の貸付応答日から翌年の貸付応答日の前日まで（初年度にあたっては、貸付実行日から翌年の貸付応答日の前日まで）とする。

2 前項の利子補給等は、貸付実行日から県農業制度資金事務取扱要領で規定する期間において実施する。

（利子補給金の申請）

第4条 利子補給金の交付を受けようとする融資機関は、農業制度資金利子補給金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 融資実績書

（2） 収支決算書

2 利子補給金の交付を受けようとする農業者は、農業制度資金利子補給金交付申請書及び農業制度資金利子補給金計算書を、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項に規定する書類のほか必要な書類の提出を求めることができる。

4 第1項及び第2項の申請書の提出期限は、毎年2月6日とする。ただし、提出期限が、熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）に規定する市の休日に当たるときは、市の休日の翌日を提出期限とする。

（利子補給金の交付決定）

第5条 市長は、前条の申請書の提出があった場合において、その内容を審査のうえ、適当と認められた時は、利子補給金の交付決定を行い、融資機関及び農業者に対し農業制度資金利子補給金交付決定通知書を送付するものとする。

（利子補給金の請求）

第6条 利子補給金の請求をしようとする融資機関及び農業者は、利子補給金の交付請求書を市長に提出しなければならない。

（流用の禁止）

第7条 利子補給金の交付を受けた融資機関は、これを他の用途に流用してはならない。

（利子補給金交付の取消し等）

第8条 市長は、利子補給金の交付の決定を受けた融資機関及び農業者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、利子補給金の交付を取り消し、若しくは変更し、又はすでに交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を期限を定めて、命ずるものとする。

（1） 虚偽の申請により利子補給金の交付を受けたとき。

（2） 前条の規定に違反したとき。

（3） 県農業制度資金事務取扱要領の規定に違反して運用したと認められるとき。

（様式）

第9条 第4条から第6条までに規定する手続に使用する様式は、熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項に定める別記様式の例による。この場合において、別記様式中「市町村」とあるのは「熊本市」と、「市町村長」とあるのは「熊本市長」とする。

（雑則）

第10条 この要項の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成11年10月22日から施行する。

附 則

この要項は、平成15年12月19日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年10月12日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年 5月11日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年 5月 1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年10月 1日から施行する。

附 則

この要項は、平成２２年　６月１５日から施行する。

附　則

この要項は、平成２３年　９月３０日から施行し、既に県農業制度資金事務取扱要領に基づき利子補給を承認され、利子補給等の残存期間を有するものも適用とする。

附　則

この要項は、平成２４年１１月１２日から施行し、既に県農業制度資金事務取扱要領に基づき利子補給を承認され、利子補給等の残存期間を有するものも適用とする。

附　則

この要項は、平成２５年１０月２９日から施行し、既に県農業制度資金事務取扱要領に基づき利子補給を承認され、利子補給等の残存期間を有するものも適用とする。

附　則

この要項は、平成２７年　１月２６日から施行し、既に県農業制度資金事務取扱要領に基づき利子補給を承認され、利子補給等の残存期間を有するものも適用とする。

附　則

この要項は、平成２７年　３月１０日から施行し、既に県農業制度資金事務取扱要領に基づき利子補給を承認され、利子補給等の残存期間を有するものも適用とする。

附　則

この要項は、平成２７年１１月　２日から施行し、既に県農業制度資金事務取扱要領に基づき利子補給を承認され、利子補給等の残存期間を有するものも適用とする。

附　則（平成２８年　６月１４日決裁）

この要項は、決裁の日から施行し、既に県農業制度資金事務取扱要領に基づき利子補給を承認され、利子補給等の残存期間を有するものも適用とする。

附　則（平成２９年　４月　１日決裁）

この要項は、決裁の日から施行し、既に県農業制度資金事務取扱要領に基づき利子補給を承認され、利子補給等の残存期間を有するものも適用とする。

附　則（平成２９年　９月２２日決裁）

この要項は、決裁の日から施行し、既に県農業制度資金事務取扱要領に基づき利子補給を承認され、利子補給等の残存期間を有するものも適用とする。

附　則（令和　２年　３月３１日決裁）

この要項は、決裁の日から施行し、既に県農業制度資金事務取扱要領に基づき利子補給を承認され、利子補給等の残存期間を有するものも適用とする。

附　則（令和　２年　９月２９日決裁）

この要項は、決裁の日から施行し、既に県農業制度資金事務取扱要領に基づき利子補給を承認され、利子補給等の残存期間を有するものも適用とする。